

75歳以上(老人医療受給者)の医療制度が変わります

来年4月から新たな「後期高齢者医療制度」が始まります

現行の老人医療受給者である75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方や今後75歳になられる方は、平成20年4月から新たに創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

石川県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

平成19年2月1日、後期高齢者医療制度を共同運営するため、県内19市町すべてが加入する石川県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

後期高齢者医療広域連合設立



初代広域連合長に山出金沢市長が選出されました。

後期高齢者医療制度Q&A

Q 制度が変わるとどうなるの？

A 後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)で保険料の決定や医療給付を行い、市は保険料の徴収、申請や届出の受付などの窓口業務を行います。

また、後期高齢者は一人ひとり保険料を納め、広域連合が交付する独自の被保険者証を医療機関に提示して診療を受けることとなります。

Q いつから後期高齢者になるの？

A 75歳の誕生日(65歳以上の一定の障害のある方は広域連合で障害の認定を受けた日)からとなります。

Q 病院などでの自己負担は？

A 医療費の1割負担(現役並み所得者は3割)となります。

Q 保険料はどうなるの？

A 原則保険料は県内均一となり、今年の秋頃、広域連合議会において決定される見通しです。

Q 保険料はどうやって納めるの？

A 原則年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分を超える方は、納付書などで納めることとなります。

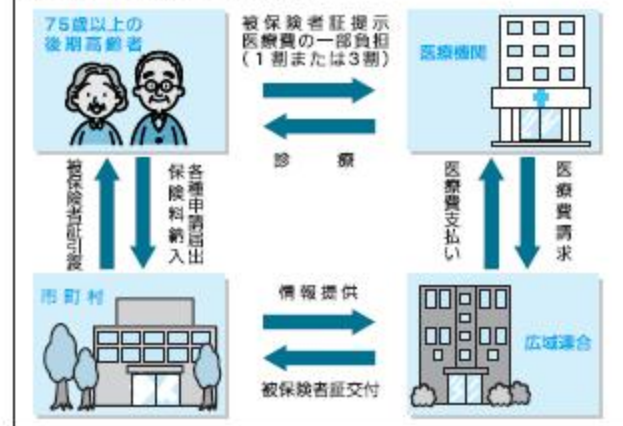
また、今まで社会保険などの被扶養者であった方も保険料を負担することとなります。

Q 現在加入している健康保険はどうなるの？

A 現在加入している国民健康保険や社会保険などから新しい後期高齢者医療制度の被保険者へ移ることとなります。

※お問い合わせは
保険課
(ミナ、クル2階)
☎53-8420

●後期高齢者医療制度のしくみ



下水道をご利用のみなさんへ

食用油などは、絶対に下水道に流さないでください。

※お問い合わせは 施設課 ☎53-1972

今年に入り3件、一般家庭において污水管がつまり、排水ができなくなる事態が発生しました。原因は、食用油を台所から流し、油が下水道管内で冷えて固まったためです。下水道施設には、食用油のほか、オイル・灯油類は絶対に流さないよう、お願いします。場合によっては、修繕費用をご負担いただくことがありますのでご注意ください。



污水管をつまらせた原因はこれです。

下水道に油を流すと

1. 下水処理場の機能が低下し、污水処理に悪影響となる。
2. 下水道管がつまり、家庭の台所、お風呂、トイレなどの使用ができなくなる。
3. 油を流した方は、復旧費用がかかる。

使い終わった食用油は

1. 新聞紙などに吸い取るか、または油固化剤を使用し、可燃ごみとして捨てる。
2. 食用廃油回収ボックス「油たんぼぼ」へ持っていく。(5月号でお知らせします。)

次のことを必ず守りましょう。



1. オイル・灯油などは流さない。



2. ゴミ・土砂などを入れない。

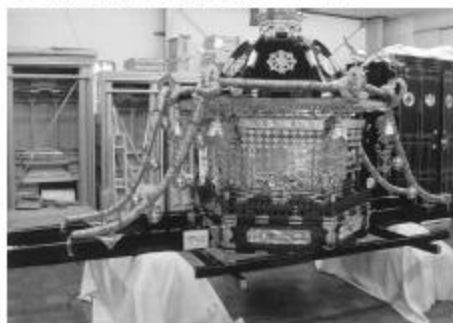


3. 家庭からでた生ゴミ・油などを流さない。

地域活動を支援 ～コミュニティ助成事業～

平成18年度事業実績

○龜津町会神輿修復事業への助成



※お問い合わせは
企画政策部企画経営課 ☎53-1117



宝くじは
縁の下の
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

(財)自治総合センターでは、宝くじ受託事業収入を財源として、一定の基準に適合するコミュニティ活動に対して事業費の助成を行い、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報活動を行っています。

・助成対象団体は、地方公共団体や地域のコミュニティ組織(町内会・自治会など)及びその連合体です。